

## 令和3年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和3年6月14日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
  - 第 2 常任委員会議案付託
  - 第 3 常任委員会請願付託
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
  - 日程第 2 常任委員会議案付託
  - 日程第 3 常任委員会請願付託
- 

#### 出席議員（15名）

1番	片 桐 文 夫	2番	平 山 清 海
3番	遠 藤 保 明	4番	林 晴 道
8番	宮 内 保	9番	高 木 寛
10番	飯 嶋 正 利	11番	宮 澤 芳 雄
12番	伊 藤 保	13番	島 田 和 雄
15番	伊 藤 房 代	16番	向 後 悦 世
17番	景 山 岩三郎	19番	佐久間 茂 樹
20番	高 橋 利 彦		

---

#### 欠席議員（1名）

18番 木 内 欽 市

---

#### 説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直 副 市 長 飯 島 茂

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	伊 藤 義 一	環 境 課 長	高 根 浩 司
健 康 づ くり 課 長	齊 藤 孝 一	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
消 防 長	伊 東 秀 貴	教育総務課長	杉 本 芳 正
体育振興課長	柴 栄 男		

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

---

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） おはようございます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○副議長（宮内 保） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

まずは、9ページになります。4款1項2目予備費の説明欄1にある新型コロナウイルスワクチン接種事業1億825万9,000円ですが、これはワクチンの住民接種に係る人件費などの事務費と説明がありました。この事業は全額国費で補填され、今年1月にワクチン接種事業として3億7,600万円の補正予算額を専決処分して、繰越事業となっています。

今回は、ワクチン接種に関する事務費の追加計上となっていたようなので、具体的にどのようなものが追加となったのか伺います。

次に、10ページになります。4款2項1目塵芥処理費の説明欄1にございます塵芥処理事務費625万1,000円ですが、これは4月1日からのごみ処理広域化に伴い販売ができなくなった旧指定ごみ袋について、販売協力店の在庫品となっているごみ袋の代金の返還に要する費

用との説明がありました。

それでは、対象となる店舗数と想定している枚数を併せて伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうから9ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正の内容についてお答えいたします。

今回の補正は、追加で補助金の経費になったものについては、会計年度任用職員及び職員の人件費が追加されております。これは議員が申し上げたとおり、国からの補助金の経費の対象になったからということになります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは環境課のほうからお答えします。

まず、対象店舗数でございますが、市内133店舗でございます。内訳としましては、旧旭地区が75店舗、飯岡地区が19店舗、海上地区が19店舗、旧干潟地区が20店舗でございます。

種別ごとの引取り枚数につきましては、種別ごとに申し上げます。

可燃ごみ用の大が3万6,000枚、可燃ごみの小が2万1,000枚、不燃ごみ用が4万枚、かん専用の袋が2万7,000枚、びん専用の袋が3万7,000枚、ペットボトル専用の袋が3万2,000枚、プラスチック製容器包装類の専用の袋が2万4,000枚でございます。これら7種類の合計が21万7,000枚でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 再質問、まずワクチン接種事業の事務費についてです。

人件費が国費補填の対象となったとのことですが、一般職の報酬と職員手当の内容について伺います。

加えて、ワクチン接種には大変多くの人手が必要となり、医師や保健師、看護師のほかに市の職員の皆さんも、受付事務や接種会場の案内といった業務を行っております。担当課以外の職員も応援体制を取っているようですが、1日当たり接種人数に対する人員体制が分かれば、併せて伺います。

次に、旧指定ごみ袋の使用期限について、これ延期をする考えがあるものなのかを伺いたい、そのように思います。

○副議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般職の報酬といたしましては、接種会場に従事していただいている事務職員と、経過観察等の看護師の会計年度任用職員の報酬でございます。事務職を1日7名、経過観察等の看護師を1日14名で計上してございます。

職員手当の内容につきましては、健康づくり課職員等の時間外手当でございます。

続いて、ワクチンの接種体制のご質問でございますが、現在、旭市保健センターでは土日を含めて毎日実施しております。医師の都合にもよりますが、午前午後実施しております。

各課からの応援体制を含め、1日当たり医師2名、看護師11名、事務職17名から20名の体制で、半日約200名程度、多いときで1日午前午後400名程度を接種しております。

また、市の総合体育館では、平日午前か午後の半日で、医師が3名、看護師が13名、事務職員27名程度。消防本部より救急車1台、救急隊員3名の待機をお願いしております。接種人数は約450名でございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、使用期限について延期の考えがあるかのご質問でございます。

旧指定ごみ袋の使用期限につきましては、現在10月以降の取扱いを検討しているところでございまして、これらも含めまして、早急にお知らせできるよう対応したいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ワクチンの接種事業に関する今回の補正予算案で、職員の時間外に関する手当が追加計上されたので、ワクチン接種の会場の事務に従事する職員の状況や、20時以降の本庁舎の入り口から見える範囲での健康づくり課の様子を、遠くから数回拝見をさせていただきました。

職員の方々は、通常業務に加えワクチン接種の業務にも務められ、特に担当の健康づくり課の職員には負担が大きく、残業も多く行われているのではないのでしょうか。

現状において通常の生活を取り戻すには、このワクチン接種が大きな鍵を握っております。ワクチン接種事務に従事する職員一人ひとりにおいては大変な苦労があろうかとは思いますが

が、この難局を乗り越えるために一致協力をしてぜひ頑張っていたいただきたく、僕からも市民を代表して感謝・御礼と最大限のエールを送らせていただきます。

次に、旧指定ごみ袋の取扱いですが、古いごみ袋の使用期限は今年9月末までとなっています。

しかし、昨日も区会で側溝清掃等ありましたが、そのとき、もう使えないと勘違いをして処分してしまったという近所の方がいらっしゃいました。まだだいぶ在庫を抱えている家庭が多くあると聞いていますが、周知が行き届かない現状では使用期限の延長は当然であり、今後さらなる対策が必要と考えますが、本市の見解を求めます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

これまでも、広報あさひや市ホームページ、また、ごみの収集カレンダー等の全戸配布等で周知に努めてまいりましたが、ご指摘のとおり、広域化後2か月以上たった現在でも、そのようなお問合せをいただいていることは承知しております。

また、昨年12月15日の広報で9月30日までと周知してから、結構電話等のお問合せもたくさんございました。その中で、やはり10月以降どうなるんだというお問合せも多々ありまして、それについては検討中でございますので、いましばらく待ってくださいというような電話での回答もいたしております。

このような状況の中で、今後早急にその10月以降の対応の周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

固定資産税等の減免の対象となる被災住宅の要件として住宅取得期限を5年間延長し、令和8年3月31日までとするとの説明がありました。結果として減免の期限が延長されるわけですが、では、現在までにどのくらいの減免件数があり、減免額となっているのか。また、直近3か年の減免状況を併せて伺います。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長(伊藤義一) 税務課のほうから、ただいまのご質問について回答いたします。

現在までの実績ということでございますが、平成24年度からの累計で175件、減免額の合計としましては4,727万円となっております。

また、最近3か年の状況でございますが、令和元年度課税分として1件、令和2年度課税分は3件、令和3年度課税分は0件でございました。

以上です。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 震災から10年もの月日が経過している中、被災されて、いまだ建て替えがなされていない状況も見受けられますが、このような制度をどのように被災者にお知らせしているのか。現状のお知らせ方法を分かりやすく教えてください。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

○税務課長(伊藤義一) 周知の方法ということでございました。

今後の周知の方法につきましては、今まで同様、引き続きましてホームページや窓口での説明、また、家屋調査時等におきまして、対象となり得る者への説明などをさらに徹底して実施していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) このような制度をしっかりと周知をしていく必要があると考えますが、担当課として現状で十分であると考えているのか。それとも、今後新たな方法を用いて周知するのかを最後にお伺いします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ここ数年の申請件数でございますが、数件ございました。令和3年度におきましては、先ほど申し上げましたように0件ということで、震災後10年が経過していることから、建て替えのピークというものは過ぎているのかなと考えております。

また、過去の実績から今後数件の申請が出てくることについては、想定はしておるところでございます。今までどおり、引き続きましてホームページ等で説明をしまして、また、先ほど申しましたけれども、同じことになって申し訳ございません。家屋調査、このときに新たな取得者、こういう方について丁寧に説明していくことによりまして漏れがなくなるのかなと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 続きまして、議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

当施設は以前、社会福祉協議会が指定管理者として使用していたようで、その当時は地元のシニアクラブでも頻繁に利用していたと、そのように伺っておりました。しかし、現在はシニアクラブの備品や地元地区の資源回収ごみの保管場所となっており、利用頻度が激減しているように感じていました。

そんな中、平成29年をもって役割を終了するとの補足説明でありましたが、それでは平成29年以降の利用実績について、具体的な使用状況を伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 海上ふれあいサポートセンターの利用状況実績ということで、お答えいたします。



林議員言われましたように、海上ふれあいサポートセンターは、平成18年度から29年度まで旭市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行って、ミニデイサービスの実施や心配ごと相談の業務を行っておりました。その後、平成30年度からは旭市が直営で施設を管理しております。

当該施設は、これまで適正に管理しておりまして、おおむね良好な状態を保っておりますけれども、建築後相当年数を経過したこともあり、近年は社会福祉課で所管する団体である老人クラブ連合会の役員会を年に数回開催する程度ということで、利用実績が少なくなっております。

その利用実績でございますけれども、平成30年度、役員会年2回です。元年度、同様に2回。昨年度、令和2年度は年4回ということで行っております。

また、このほか、先ほど議員言われましたように、近隣の老人クラブの皆さんが、センターの敷地内にある倉庫を活用して、毎月1回、資源ごみ回収のリサイクル活動を行っていると、そのような状況でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 当施設は使用頻度が年々減っているように感じていましたが、今のご回答では、今でも様々な行事等で使用して、様々な団体が有効的に利用してはいます。

そこで、今後の具体的な利用方法について詳しく伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 海上ふれあいサポートセンターの今後の施設管理の状況ということでお答えいたします。

海上ふれあいサポートセンターは、本条例の廃止が議決されましたら、行政財産から普通財産へ種別替えとなります。それによりまして、行政改革推進課のほうへ管理を移管するといった予定でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは行政改革推進課より、今後の予定について林議員の質問にお答えいたします。

旭市公共施設等総合管理計画において、当該施設は廃止後、解体を予定しておりましたが、現在、旭市歯科医師会より建物の貸付けについて申出があったことから、本議案の可決をい

ただき財産が移管された後に、貸付けについて歯科医師会と具体的な協議を行う予定となっております。

また、近隣老人クラブの資源ごみ回収のリサイクル活動としての倉庫の利用については、当面継続していただいて構わないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、今後、本市のシニアクラブだとか地元の区の行事等で利用したいということがあった場合に、貸出しをしていくことが可能であるのかどうなのか。

その場合、どちらでどのような手続きが必要となり、使用料などは新たに発生してしまうものなのかを伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課のほうから、老人クラブの今後の会議場所の利用についてお答えいたします。

老人クラブの会議については、市役所庁舎、また海上公民館、あといいおかユートピアセンターなどの他の施設を利用させていただくように、役員の皆さん方をお願いをしようと考えております。

会議などの会場の予約や準備については、引き続き社会福祉課のほうで行う予定でありますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次は議案第8号、指定管理者の指定について質疑を行います。

これは、おひさまテラスの指定管理者の選定であります。公募は行わず、生涯活躍のまち・あさひ形成事業に関わる代表事業者のイオンタウン株式会社を候補者として、市民を代表する方や学識経験者を含めた選定委員会で審査を行ったようです。

そこで、簡単に確認をしたいと思いますが、指定管理の指定については原則公募を行うこととなっておりますが、公募をせず、1者で選考委員会を開催し候補者を選定したのであれば、選定委員会開催の必要性は一体どのような意図であるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、原則は公募ということになっております。今から読み上げますけれども、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条におきまして、「指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人、その他の団体を公募するものとする。」と規定されております。

一方で、同条例の第5条におきましては、「市長は、施設の規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成すると認めるときは、第2条の規定による公募を行わないで、指定管理者の候補者の選定を行うことができる。」と規定されています。

一方、市では、1者だけの募集の場合でも、公平性・透明性を確保するために、指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、公募を行わない場合でも選定委員会を開催し、提出された書類の確認・審査を行うこととしています。

基本的には、委員会において、委員のメンバーが100点満点で点数をつけまして、60点以上であればということになっております。このたびは、これを大きく上回った成績であったということで、今回の議案の提出に至ったということでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 審査の結果、適当であるとされたことから議会の議決を求めるものでありましたが、委員会では具体的にどのような意見があったのか伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

当日の主な意見あるいは質問の内容ですけれども、まず、まちづくり・まち育ての取組ということで、施設が成長していくにつれて、やればやるほどニーズも多様化すると。そのマネジメントについてはどのようにコーディネートしていくのかというような質問がございま

した。

これにつきましては、地方創生推進交付金、これが採択されておりますので、交付金をうまく活用して、最初はプロの力を借り、徐々に育成した人材を中心に移行していくとの回答でした。

あとは、おひさまテラスで働くスタッフについて、こちらはマネジャーなどの基本的なスタッフはイオンタウンで採用することになるけれども、なるべく地元の方を雇用していきたいというような回答がございました。

指定管理料についての質問がございました。提示された額について、市としてどのように捉えているのかというような質問がございましたけれども、3年目までは地方創生推進交付金で行う事業分が加算されているために、3年以降については、市の想定している額と合致しているというような話がございました。

あと、施設のコロナ対策についての質問もございました。イオンタウンとしては、コロナ感染症拡大を抑制するためにプロトコルを作成しておりまして、感染拡大を抑制するための様々な工夫をしていくということでもございました。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕も、イオンタウンが管理者となることが至極当然であろうと考えてはいました。

そこで、公募を行わない理屈があるならば、選考委員会を開催しない理屈はなかったものなのか、具体的にお尋ねします。市民の代表の方だとか学識経験者といった方が選考委員会の開催当日、拍子抜けしたのではないのかなと心配して質問をいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

審査委員会の開催ですけれども、先ほども申し上げました指定管理者の指定のための基本方針の中で、指定管理者が決まっても、審査を行ってある水準に達しなければ、これはまずいということになっておりまして、これに基づいてやったわけでございます。

それで、当日、委員も拍子抜けしたんじゃないかというお話がございましたけれども、おひさまテラス、非常に市民の方々も興味を持っていらっしゃる施設で、非常に活発に質問や意見聴取も出たところですので、決して無駄ではなかったと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後の議案ですね、議案第17号、財産の取得について質疑を行います。

補足説明によりますと、取得する財産は水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型で、海上分署に配備されるものでして、これは車両整備計画に基づいて行っているものと思いますが、車両の入替えであるならば、入替えを行う旧車両の使用年数や走行距離などを伺います。

また、本市の住民基本台帳によると、直近5か年を見ても、毎年人口は減少し、世帯数は微増しています。財政は今後一層厳しくなると予想できますが、それらを踏まえての車両整備計画となっているものなのかを併せてお尋ねいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からお答えいたします。

今回の車両でございますが、海上分署配備の水槽付き消防ポンプ自動車、こちらは平成16年12月登録配備の車両で16年が経過し、年数の経過に伴い、ポンプ等の性能低下及び修理箇所も多く、車両本体の腐食等も進んでおります。

更新車両の主な仕様につきましては、四輪駆動、水槽容量2,000リットルを装備し、災害対応力の向上が図れるものでございます。

旧車両の走行距離でございますが、令和3年6月3日現在で3万3,993キロメートルでございます。

車両の更新につきましては、消防本部において消防車両整備計画により実施しております。消防ポンプ自動車につきましては、基本方針としまして15年をめぐりに更新しており、その状況により更新時期、こちらを考慮して延長対応したりしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 取得する水槽付き消防ポンプ車両は新型車両となりますので、入替えを行う旧型車よりも最新の機能が当然配備されていると思います。今ちょっと出ていましたけれども、それらの最新機能だとか、旧型の車両と比較して優れている点を教えてください。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 旧車両と新車両との違いということでございます。

今回、車両更新の際に車両の駆動方式、こちらが二輪駆動から四輪駆動に変更になります。また、水槽の容量は1,600リットルから2,000リットルに変更になります。

車両の重量ですが、7,980キログラムから12トン未満での仕様となり、免許の種類は中型

車から大型免許の仕様となります。

ポンプ性能につきましては同様のポンプではありますが、性能の向上が確認されております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕は常々、本市の消防車両はいつもきれいになっており、どれも大切に使っているものと感じていまして、改めて感謝を申し上げます。

そこで、使用年数について伺いますが、常備消防で配備している水槽付き消防ポンプ自動車の入替え時期、それを近隣の他市だとか全国平均と比較してお伺いをしたいと、そのように思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） お答えいたします。

消防ポンプ自動車の使用年数ということですが、県下を調査いたしまして、消防車両整備計画、こちらを策定いたしました。やはり平均としまして15年程度が多かったようです。

また、メーカーのほうの推奨といたしましても15年が目安となっており、交換部品等整備に、古くなりますと多額の費用がかかりますことから、15年を整備計画としております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で議案質疑を終わります。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○副議長（宮内 保） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第17号までの17議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託しました議案は、6月23日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

◎日程第3 常任委員会請願付託

○副議長（宮内 保） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。  
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号、請願第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、  
請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月23日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○副議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は16日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時42分